

○ 稲城市議会政務活動費収支報告書の閲覧等に関する要綱

平成 21 年 3 月 26 日

議 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、稲城市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年稲城市条例第 4 号。以下「条例」という。）第 9 条第 2 項に規定する収支報告書の閲覧及び市民への情報提供について必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第 2 条 稲城市情報公開条例（平成 14 年稲城市条例第 30 号）第 28 条の規定により、収支報告書を複写したもの（以下「複写版」という。）を議会図書室に備え付け、一般の閲覧に供するものとする。この場合において、稲城市情報公開条例第 7 条の規定を遵守するものとする。

2 収支報告書及び稲城市議会政務活動費に関する取扱要領（平成 27 年 2 月 12 日議長決裁）第 4 条第 5 項に規定する会派出張終了報告書及び第 6 条 3 項に規定する領収書等をインターネットホームページに掲載するものとする。

(複写版の閲覧場所等)

第 3 条 複写版の閲覧は、稲城市役所本庁舎 4 階の議会図書室において午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(閲覧業務を行わない日)

第 4 条 閲覧業務を行わない日は、稲城市の休日を定める条例（平成元年稲城市条例第 16 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日とする。

(複写版の閲覧の開始)

第 5 条 閲覧の開始は、収支報告書の提出期限の日から起算して 60 日を経過した日からとする。

(複写版の保存期間)

第 6 条 複写版の保存期間は、収支報告書の提出期限の日から 5 年間とす

る。

(閲覧手続)

第7条 複写版を閲覧しようとする者は、議会図書室利用の申し出により閲覧するものとする。

(閲覧者の遵守事項)

第8条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧場所には、危険物等他の閲覧者の迷惑になるものを持ち込まないこと。
- (2) 複写版は、ファイルから取り外さないこと。
- (3) 複写版は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等を行わないこと。
- (4) 閲覧時間。
- (5) 閲覧場所では、音読、談話、飲食等他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。
- (6) その他係員の指示に従うこと。

(閲覧の中止又は禁止)

第9条 議会事務局長は、閲覧者がこの要綱に違反する場合は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の稲城市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以降に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成28年度以後の年度分の政務活動費について適用する。